

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第16号

佐用町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱

佐用町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7年 3月 31日

佐用町長 庵 途 典 章

## 佐用町要綱第16号

### 佐用町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱

佐用町地域公共交通会議設置要綱（平成18年佐用町要綱第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「町運営有償運送」を「交通空白地有償運送」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第3条第2項第5号中「過疎地有償運送」を「交通空白地有償運送」に改める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。